

## 「充電制御装置を活用した系統用蓄電池の接続について」に係る Q&amp;A

資料の 該当ページ	事業者さまからのご質問	弊社回答
3	P3 について、「場所を特定するのに役立つ情報の提供や当社用地の貸与等」について、充電制御装置を活用する場合の接続検討受付開始日（2023年1月20日）に公表される可能性はありますか。可能性が無い場合、公表時期の目安を教えてください。	<p>(2022年12月19日時点の回答)</p> <p>現時点で未定です。</p> <p>なお、公表の際は弊社ホームページ等でお知らせさせていただく予定です。</p> <p>(今回追記)</p> <p>左記「場所を特定するのに役立つ情報の提供や当社用地の貸与等」のうち、当社用地の貸与については、2023年1月4日、弊社ホームページにて詳細を公表しております。</p> <p>&lt;弊社ホームページ&gt;  <a href="http://www.hepco.co.jp/network/info/info2022/1252006_1913.html">http://www.hepco.co.jp/network/info/info2022/1252006_1913.html</a></p>
4	p4 に充電の抑制見込み（抑制時間・抑制率）は接続検討回答にて提示いたしますとの文言がありますが、現状で目安等あれば、ご教示いただけますでしょうか。数日間から数週間にわたり充電が抑制される可能性はありますか。それとも、充電が抑制される可能性があるのは、1日の間の限られた時間のみでしょうか。	抑制見込みにつきましては、同意書①をご提出いただいた接続検討申込み者殿に対して回答書で提示させていただきます。
5	p5 について、対象系統については、今後追加となる可能性がありますとのことですが、具体的なスケジュール等ありますでしょうか。(判断時期など)	<p>現時点で未定です。</p> <p>なお、追加時は弊社ホームページにて公表させていただく予定です。</p>

資料の 該当ページ	事業者さまからのご質問	弊社回答
5	p5 に記載の対象系統はすでに空き容量がなく、このまま同意書なく接続検討を行った場合、増強工事が発生する可能性が極めて高い状況ということでしょうか。	<p>系統用蓄電池の接続検討申込状況を踏まえて、送変電設備の大規模な増強等が見込まれる系統を対象系統としております。</p> <p>なお、公表資料 13 スライドの「判断材料提示①」にて、増強工事の概算工事費、概算工期を提示いたします。</p>
8	抑制のパターン（朝？昼？、何時間前に通知されどの程度の時間継続するのか、等）について、事前に開示いただけないでしょうか。	<p>充電制御装置はこれからの新規開発となるため仕様は決まっておりますが、制約設備の潮流および設備情報（CB、LS）を常時監視し、その状態に応じて実需給断面で抑制する装置です。</p> <p>現時点における抑制パターンは、平常系統時、N-1 時の 2 パターンを予定しており、それぞれの状態に応じた監視値を超過する場合に、親局から子局を介して蓄電池の制御装置へ充電抑制率（10%刻）を发出する見込みです（今後のメーカー協議により変更となる場合があります）。</p> <p>一般的に、冬季・点灯帯等の重負荷時、各蓄電池の充電集中時に順潮流が増加するものと考えますが、将来の需要・蓄電池の増加を含め、充電抑制が多くなる時間帯を特定することは困難と考えます。</p> <p>抑制頻度及び混雑対象設備の年間実績潮流データ等については接続検討回答書にて回答いたします。</p>
8	上記抑制パターン、指令方法等については、いつごろ詳細確定する見込みでしょうか。	<p>充電制御装置はこれからの新規開発となるため仕様は決まっておりますが、接続検討回答時点で抑制方法等の基本仕様を提示することで考えております。</p>

資料の 該当ページ	事業者さまからのご質問	弊社回答
9	p9 について例えば弊社の接続検討ご回答済みの●*蓄電所(●*kV ●*連系)の場合、親局 B は該当せず、親局 A+子局分の工事費が必要となる理解でしょうか。	弊社での申込書類ドラフト確認時に、前回回答時点からの系統状況変化を踏まえた順潮流側混雑設備を確認の上、工事概要および概算工費・概算工期を個別に提示させていただきます。
10	p10 について、親局の工事費については複数の事業者で使用する場合等においては、工事費を按分とありますが、接続検討回答では、その時点の申し込み事業者の状況を含めて費用の算出(親局工事費用の按分を考慮した算出)をいただけるという理解でしょうか。また、後から同じ親局を使用する事業者が参入した場合について、先に工事費を負担した事業者の工事費の取り扱いについてご教示ください。(工事費が返還されるような形でしょうか。)	親局の工事費につきましては、接続検討回答時においては、他の事業者さまを考慮せず、概算工事費の全額を提示させていただきます。また、親局の使用開始後3年以内に他の事業者さまが同じ親局を使用することとなった場合、後続事業者さまの連系後に、先行事業者さまと後続事業者さまとの間で工事費を按分のうえ、先行事業者さまには当初申し受けた工事費全額との差額をお返しいたします。なお、工事費の按分方法は、今後の検討とさせていただきます。
13	本対策を実施した場合、(順潮課題があり現在連系不可な系統へ)いつ頃接続可能となる見込みでしょうか。	13 スラ「接続検討回答・判断材料②」にて接続可能となる見込みを提示させていただきます。 なお、「判断材料提示①」にて充電制御装置親局の概算工期を提示いたします。

※具体的な申込内容が記載されているため「●」に修正しております。

資料の 該当ページ	事業者さまからのご質問	弊社回答
13	<p>接続検討申込や発調契約申込等の各種申込書類において、現時点では書類作成内容に関して現行とは何ら変わりはなく（充電制御装置に関する情報の追記は不要）、同意書のみを追加で提出する必要があるという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>充電制御装置の設置を前提とした接続をご希望される場合において、接続検討のお申込み時ならびに接続供給契約および発電量調整供給契約の申込書類（ドラフト）ご提出時に追加で必要となる書類は同意書のみです（受付のイメージは公表資料の 13 スライドをご確認願います）が、接続検討申込みに際して、「接続検討申込書」の「様式 1 (9) 特記事項」に以下の内容を追記いただく必要があります。</p> <p>&lt;追記内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本接続検討申込みについて、充電制御装置の設置を前提とした検討を希望いたします。</li> </ul>
15	<p>受付開始日時点において接続検討済みかつ契約申込受付前の案件について、「事業者さまから同意書①のご提出、および、追加（1 件分）の検討料のご入金をいただいたうえで、充電制御装置の設置を前提とした接続検討を実施いたします。」とありますが、「受付開始日時点において接続検討済み」で検討料を入金した案件は、新たに受付開始日に接続検討申込をした案件に対して優先されるのでしょうか。</p>	<p>接続検討の受付順による事業者さま間の優劣はございません。</p> <p>なお、p4 に記載のとおり充電制御装置の設置による接続可能量が系統毎に存在し、事業者さまから接続可能量を上回る契約お申込みをいただいた場合に、契約申込の受付順にて充電制御装置の設置による接続可否を判断いたします。また、接続後における実際の抑制時には、契約申込の受付順にかかわらず、各系統用蓄電池を一律の割合で制御いたします。</p>
16	<p>既に充電制御装置を設置しない前提で契約申込みをしている案件について、接続供給契約の最大供給電力を増加する場合、増加分のみに充電制御を適用いただくことは可能か。</p>	<p>原則、接続供給契約の一部（増加分のみ）への充電制御装置の適用は認めておりませんが、本取り扱いの公表日（2022 年 12 月 9 日）時点において、契約申込みを受付済みの案件については、増加分のみへの充電制御装置の適用が可能です。</p> <p>なお、その場合、増加分のみを新規案件に準じて取り扱います。</p>

資料の 該当ページ	事業者さまからのご質問	弊社回答
16	<p>既に充電制御装置を設置しない前提で契約申込みをしている案件について、契約申込みを取下げるかどうかが判断したいため、取下げ前に充電制御装置を設置する前提での接続検討を回答いただくことは可能か。</p>	<p>既に充電制御装置を設置しない前提で契約申込みを受付している案件（以下、「既存案件」という）について、取下げ前に充電制御装置を設置する前提での接続検討（以下、「新規案件」という）を回答することは可能ですが、既存案件の契約申込みと新規案件の契約申込みは同時に受付できないため、新規案件による接続をご希望される場合、新規案件の契約申込受付前に、既存案件の契約申込みを取下げいただく必要があります（取下げに係る留意事項は公表資料の 16 スライドをご確認願います）。</p>

以上